

文部科学省における熱中症事故防止対策について

平成30年10月30日

1. これまでの取組

(1) 熱中症に対する予防方法や応急措置等の対処法についてまとめた参考資料や教職員用研修資料の作成、配布、周知

- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成30年7月（独）日本スポーツ振興センター）【P1】
- ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（DVD）（平成26年3月文部科学省）
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月（独）日本スポーツ振興センター）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月 文部科学省） 等

(2) 各教育委員会等に対し、熱中症事故の防止についての通知・事務連絡の発出

○暑くなり始める前の5月

- ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に通知を発出し、学校の下管理下における熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるよう依頼【P9】
- ・各都道府県・指定都市スポーツ主管課に通知を発出し、スポーツ活動中における熱中症事故防止のための適切な措置を講じるよう依頼【P11】
- ・学校安全ポータルサイトにて熱中症についての注意喚起記事を掲載

○熱中症救急搬送者数等が急増する7月

- ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に事務連絡を発出し、再度注意喚起【P12】
- ・初等中等教育局メールマガジンで注意喚起

○随時（死亡事故の発生時等）

- ・事務連絡等で改めて注意喚起

(3) 各教育委員会の指導主事等が集まる会議等における注意喚起

教職員や学校安全行政、スポーツ行政担当者等を対象とした会議等において、熱中症の問題を取り上げて、注意喚起。

(4) 学校施設の空調設備の設置支援

児童生徒の学習環境改善のため、公立の小中学校施設等への空調設備の設置に必要な経費の一部を国庫補助。

2. 今般の高温を受けた対応

(1) 学校における熱中症事故防止に係る注意喚起 (事務連絡(7月18日)・メルマガ(7月19日))

体育・スポーツ活動以外で死亡事故が起きたこと、今後7月下旬にかけて高温が続く見込みであること等を踏まえ、改めて、各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に対し、

- ① 気象情報等に十分留意し、活動の実施について対応を柔軟に検討すること
- ② こまめな水分・塩分の補給や休憩とともに、健康観察など健康管理の徹底を図ること
- ③ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合の応急手当を適切に実施すること
- ④ 夏休みを迎えるにあたり、熱中症防止のための児童生徒等への指導を行うことなどの万全の対策を講ずるよう依頼。【P14】

(2) 運動部活動における熱中症事故の防止等について対応依頼 (通知(7月20日))

暑熱環境が悪化し、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務であることから、各都道府県・指定都市教育委員会等関係機関に対し、

- ① 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、これまでの関係通知等を参考に、例えば高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること
 - ② 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、止むを得ない事情により開催する場合には、生徒の健康管理を徹底すること
- などの万全の対策を講ずるよう依頼。【P16】

※文化部活動についても、同日付で担当部局に熱中症事故の防止について注意喚起。

(3) 文部科学省関連機関等への注意喚起 (事務連絡(7月19日、20日))

多くの地域住民が集まる社会教育施設(社会体育施設、文化施設を含む。)など、学校以外の場でも熱中症事故の防止が必要であることから、各都道府県・指定都市などに対し、熱中症事故の防止について周知。

(4) 学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についての依頼 (通知(8月7日))

各教育委員会等に対して、学校の夏季における休業日の延長等に関する検討を依頼する通知を8月7日に発出。【P20】

(5) 夏季休業中の学校水泳プールの開放における留意点を周知 (事務連絡(8月7日))

公立学校の水泳プール開放の大半が長期休業中に行われていることから、今夏の暑熱環境の悪化等を踏まえ、各都道府県・指定都市などに対し、水泳プールの開放を行うにあたっての留意点を周知。今後、学校屋外プールにおける熱中症事故防止対策の事例集を作成・配布予定。

(6) 学校施設の空調設備の設置支援

平成30年度補正予算(案)における空調整備については、全国の公立小・中学校等の各学級に空調設備を設置できるよう、特別の交付金を創設し、その所要額として817億円を計上している。

(7) 気象庁報道発表等関連情報の周知 (随時)

気象庁報道発表「西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について」「7月中旬以降の記録的な高温と今後の見通しについて」等を受けて、各都道府県・指定都市教育委員会等宛てに随時情報提供・注意喚起。

熱中症を予防しよう

— 知って防ごう熱中症 —



●熱中症とは

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。

熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要です。

正しく理解し、学校の管理下で起こる熱中症事故を予防しましょう！

●熱中症はこんな病気です！ —熱中症で起こるこんな障害—

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく次の4つに分けることができます。

熱失神

炎天下にじっとしていたり、立ち上がった時、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状がみられます。→足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。

熱けいれん

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんや筋肉痛が起こる。→生理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。

熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。→0.2%食塩水、スポーツドリンクなどで水分、塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐などにより水が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要。

熱射病

体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多い。血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。



★ 反応が鈍い、言動がおかしいなど少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑ってください。

★ 熱中症を4つの病型に分けて、病態と対処法を説明しましたが、実際の例ではこれらの病型に明確に分かれているわけではなく、脱水、塩分の不足、循環不全、体温上昇などがさまざまな程度に組み合わさっていると考えられます。したがって、救急処置は病型によって判断するよりも重症度に応じて対処するのがよいでしょう。特に熱射病が疑われるときは、迅速に対応する必要があります。

●こんなときは要注意！ —熱中症が起こりやすい条件とは？—



高湿度・急な温度上昇などには要注意!! 日中の暑い時間帯は避けて行動しよう! —暑熱馴化が必要です—

気温が高いと熱中症の危険が高まりますが、それほど気温が高なくても湿度が高い場合は発生します。また、梅雨明けなどに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生します。暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。発生時刻では、10時から16時の間に多くみられますが、暑い季節は、朝や夕方でも熱中症が発生することがあります。



肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は要注意! —7割以上が肥満傾向の人—

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は熱中症を起こしやすいです。特に、学校の管理下の熱中症死亡事故は、7割以上が肥満傾向の人です。



ランニング、ダッシュの繰り返しには気を付けて!

学校の管理下で起きている熱中症の事故は、運動部の活動中に起きているものがほとんどです。種目は野球、ラグビー、サッカー、柔道、剣道など多岐にわたります。(P6 グラフ参照)。練習内容をみると、ランニング、ダッシュの繰り返しによるものが多く、特に注意が必要です。

●熱中症は予防できる！ ー熱中症予防の原則ー

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にるようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2％程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3％以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2％以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を利用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

★ 以上のポイントに注意して、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！また、一方的に急げなどと判断して放置せず、冷静に症状を観察・判断し、迅速に対応しましょう！

WBGT【湿球黒球温度】とは

□ 温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

！トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱産生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱(*)が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10～15倍の熱が発生しますが、これは、20～30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにうつ熱が生じやすくなってしまいます。

*うつ熱：体内に熱が溜まること

熱中症予防運動指針

| WBGT ℃ | 湿球 温度 ℃ | 乾球 温度 ℃ | 運動は 原則中止 | |
|-----------|---------------|---------------|-------------|--|
| 31 | 27 | 35 | ▲ | WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。 |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▼ | |
| 28 | 24 | 31 | ▲ | WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。 |
| ▼ | ▼ | ▼ | ▲ | |
| 25 | 21 | 28 | ▲ | WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。 |
| ▼ | ▼ | ▼ | ▲ | |
| 21 | 18 | 24 | ▲ | WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| ▼ | ▼ | ▼ | ▲ | |
| | | | ▲ | WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。

2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」

熱中症対応フロー



熱中症を疑う症状

- 四肢や腹筋のけいれん(つる)と筋肉痛が起こる。
- 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。
- 頻脈、顔面蒼白となる。
- 足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない 等

質問をして応答をみる

- ここはどこ？
- 名前は？
- 今何をしてる？

- 応答が鈍い
- 言動がおかしい
- 意識がない 等

意識障害の有無

あり

救急隊を要請

すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。



なし

涼しい場所への避難

涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせる

水分摂取ができるか

できる

できない

水分塩分を補給する。

- 0.1~0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク
- 熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃いめの食塩水を補給する

脱衣と冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

- ☆ 水をかけたり、濡れタオルを当てて扇く。



! One point !

氷やアイスパックがあれば、頸部、脇の下、足の付け根などの大きい血管を冷やすのもよい!

※ できるだけ迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

症状改善の有無

症状改善

改善しない

病院へ!

体を冷やしながらか、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送しましょう!!



経過観察

●学校の管理下における熱中症死亡事例

—屋外だけで起こるものでも、運動中だけに起こるものでもありません！—

☀️ 35℃以上の環境下では、運動は原則中止！

野球部の夏合宿中、最高気温35℃の晴天の中で練習を終えたあと、6km離れた宿舎まで上級生とジョギングをしながら向かった。歩いたり、水分補給をしながら宿舎に到着し、水シャワーを浴びるころから、本生徒の会話の様子に異常がみられ、部屋へ運んだ。その後呼吸が苦しようになったため、気道確保したが、しばらくして反応がなく、呼吸も激しくなったため、救急車で病院に搬送した。
(高等専門学校2年、男子)

☀️ 炎天下のランニングは要注意！

夏期休業中、ラグビー部の県外合同練習に参加していた。他校チームと25分ハーフの試合後、日陰で20分程休憩、ミーティング、更衣、給水などをした。次の試合まで2時間以上あったので、30分のランニング練習に入った。60mグループ走の途中、指導教師が本生徒の顔色が悪いのに気づき、中止を指示し、日陰に横にさせた。吐き気が続いたため、救急車で病院に搬送した。
(高等学校2年、男子)

☀️ 直射日光の当たらない室内でも熱中症は起こります！

柔道部活動時、他校武道場で合同練習を行っていた。準備運動、寝技、投げ込み後、乱取りの練習を始めたところ、本生徒が疲れた様子だったので、教師が休憩するよう指示をした。しかし、意識もうろう、右手の硬直がみられ、救急車で病院に搬送した。
(中学校2年、男子)

☀️ 運動後、下校中に急変することもあります！

バレーボール部活動中、途中、体調が悪くなったので見学し、部活動終了後、友人と一緒に下校していた。自転車を押しながら、ふらふらしつつも、上り坂を上がったあと、後ずさりしながら後ろに倒れた。友人が渡したジュースを1本飲んだあと、意識がなくなり、けいれんを起こしたので、救急車で病院に搬送した。
(高等学校1年、男子)

☀️ 休み明けの急な激しい運動は要注意！

試験休みの剣道部活動時、朝10時半から夕方18時ごろまで練習していた。その後、けいこや大会について、顧問教師から話があったあと、19時から練習を再開したところ、突然具合が悪そうになり、道場の隅にうずくまった。横になって休むように指示をし、練習終了後、様子を見たところ、意識等に異常がみられたため、車で病院に搬送した。
(高等学校3年、男子)

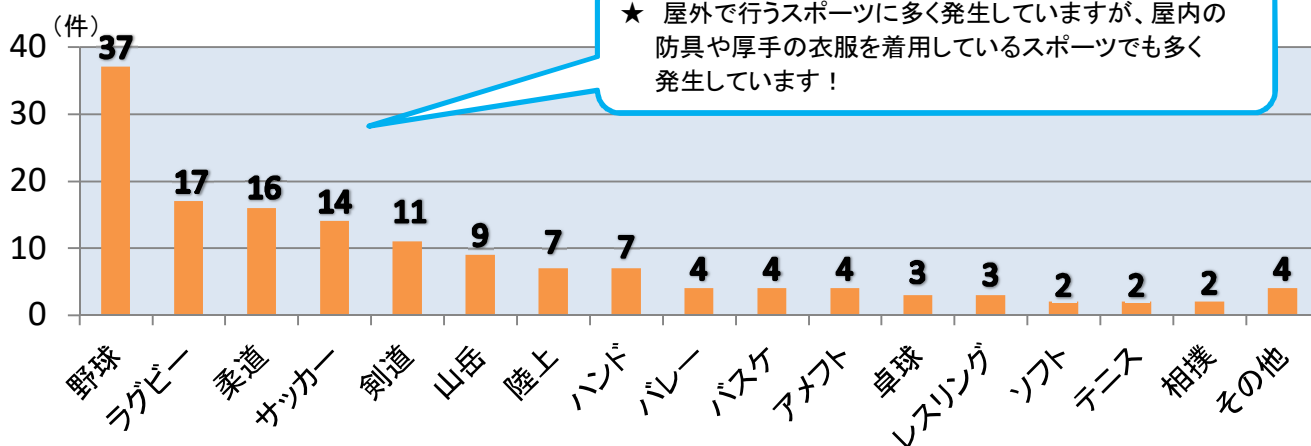
☀️ 楽しい学校行事、しかし油断は禁物です！

5、6年生合同の遠足中、班別でオリエンテーリングをしていた。出発後約60分、2km程の所で、本児の足がもつれてきたため、木陰で休ませ、お茶を飲ませるなどしていた。しかし、顔色不良、口からよだれのようなものをたらし始めたので、救急車で病院に搬送した。
(小学校6年、男子)

●学校の管理下における熱中症死亡事例の発生傾向 (※平成29年は速報値)

☀️ 場合別・スポーツ種目別発生傾向 (昭和50年～平成29年)

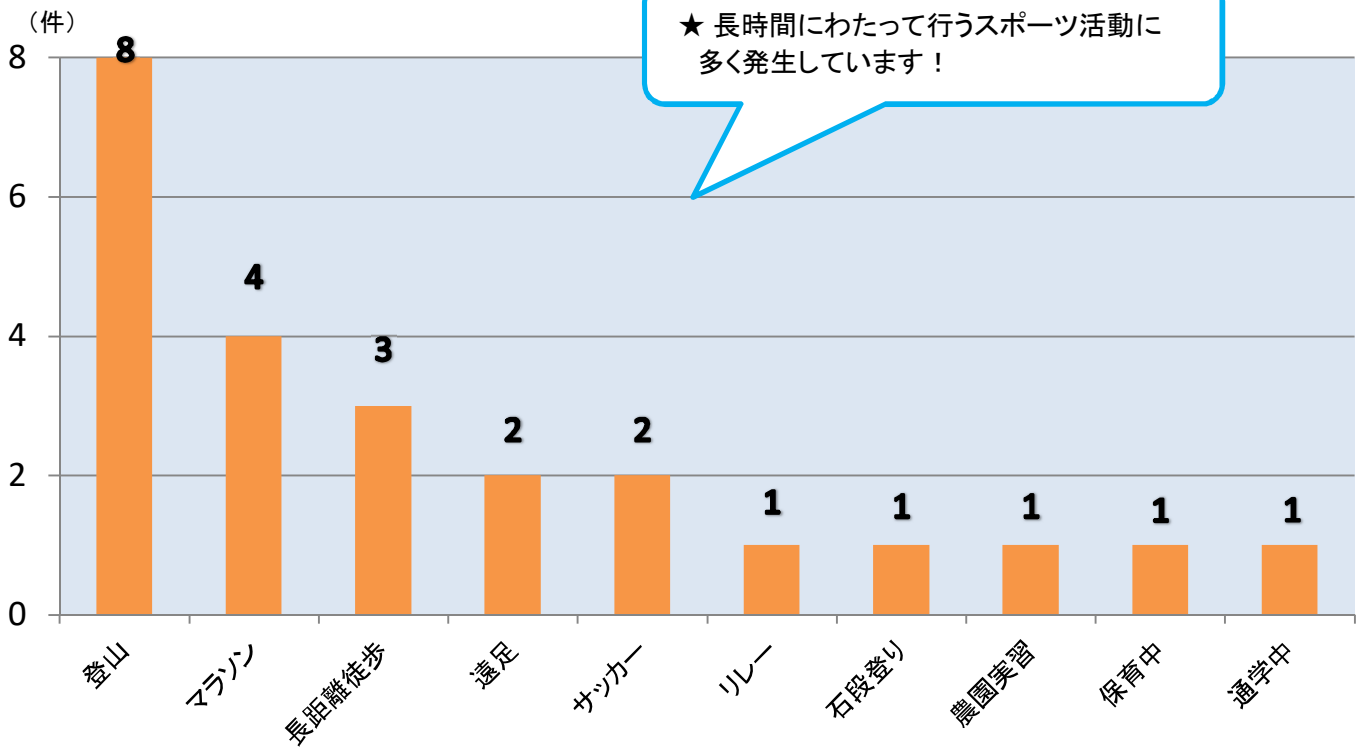
部活動の場合



★ 屋外で行うスポーツに多く発生していますが、屋内の防具や厚手の衣服を着用しているスポーツでも多く発生しています！

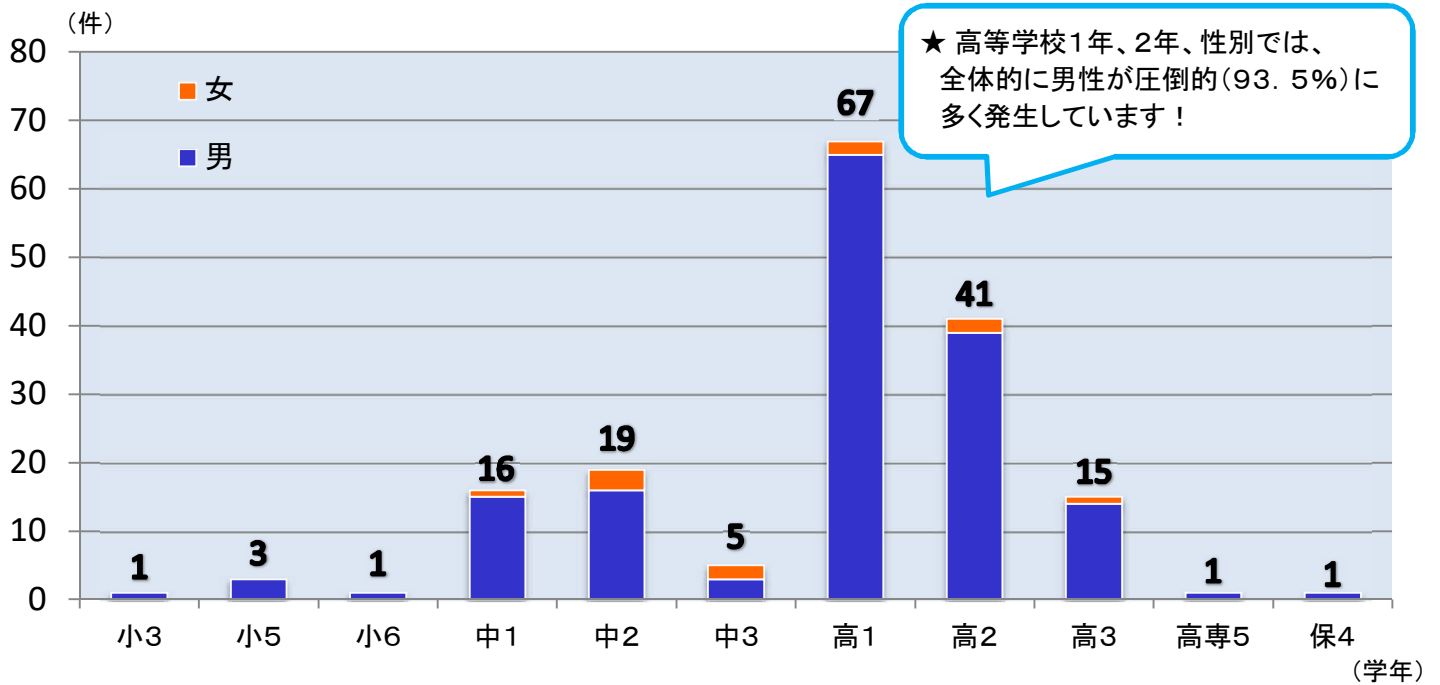
| | | | | | | | | | |
|----|-----|------|----|-------|-----|-----|----|-----|-----|
| 種目 | 野球 | ラグビー | 柔道 | サッカー | 剣道 | 山岳 | 陸上 | ハンド | バレー |
| 件数 | 37 | 17 | 16 | 14 | 11 | 9 | 7 | 7 | 4 |
| 種目 | バスケ | アメフト | 卓球 | レスリング | ソフト | テニス | 相撲 | その他 | 計 |
| 件数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 4 | 146 |

学校行事等 部活動以外の場合



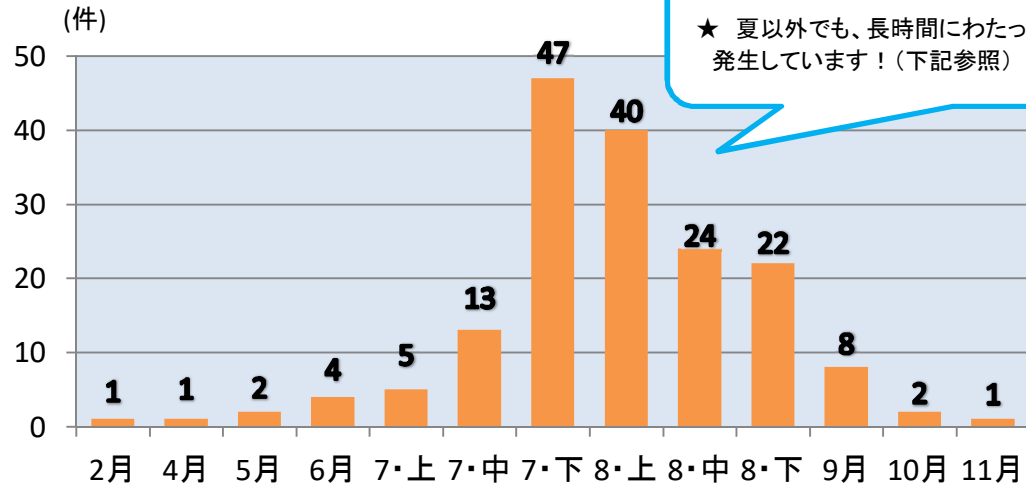
| 種目 | 登山 | マラソン | 長距離徒歩 | 遠足 | サッカー | リレー | 石段登り | 農園実習 | 保育中 | 通学中 | 計 |
|----|----|------|-------|----|------|-----|------|------|-----|-----|----|
| 件数 | 8 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 24 |

🌞 学年・性別発生傾向(昭和50年～平成29年)



| 学年 | 小3 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 | 高1 | 高2 | 高3 | 高専5 | 保4 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|
| 男 | 1 | 3 | 1 | 15 | 16 | 3 | 65 | 39 | 14 | 1 | 1 | 159 |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 11 |
| 計 | 1 | 3 | 1 | 16 | 19 | 5 | 67 | 41 | 15 | 1 | 1 | 170 |

☀ 月別発生傾向(昭和50年～平成29年)

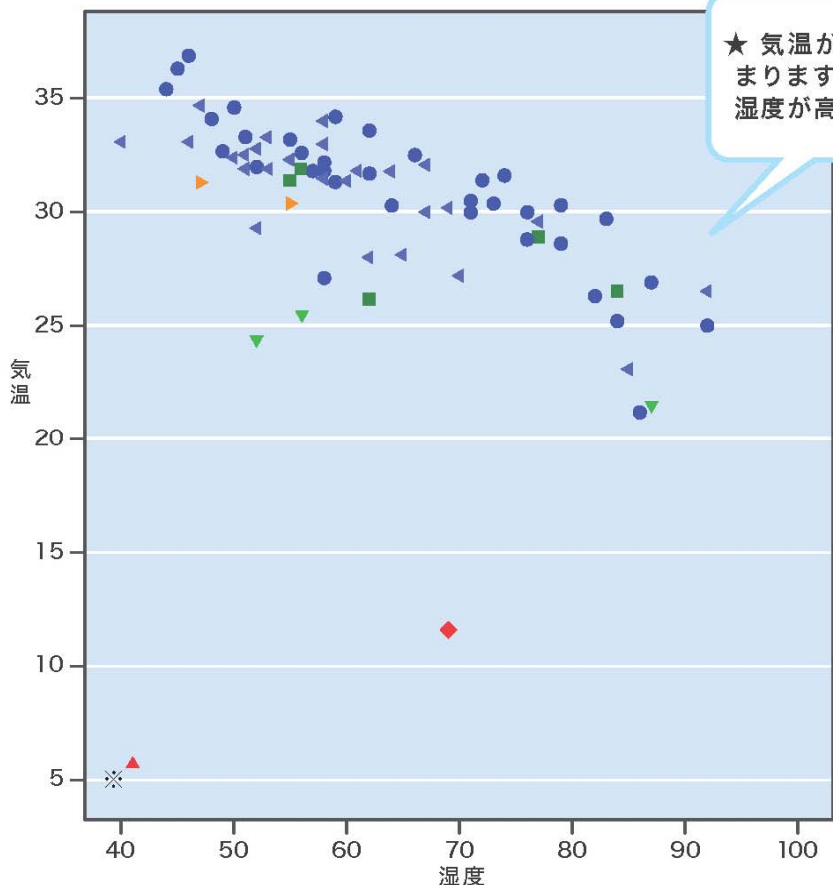


★ 梅雨明けの急に気温が上がる頃に、多く発生しています！
 ★ 夏以外でも、長時間にわたって運動を伴う学校行事等で発生しています！（下記参照）

- 2月（1）：校内マラソン
- 4月（1）：校内マラソン
- 5月（2）：30km徒歩等
- 6月（4）：陸上部ランニング
山岳部登山等
- 10月（2）：ラグビー
遠足
- 11月（1）：校内マラソン

| 月 | 2月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7・上 | 7・中 | 7・下 | 8・上 | 8・中 | 8・下 | 9月 | 10月 | 11月 | 計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 件数 | 1 | 1 | 2 | 4 | 5 | 13 | 47 | 40 | 24 | 22 | 8 | 2 | 1 | 170 |

☀ 月別環境温度及び湿度（平成2年度～平成24年度）



★ 気温が高いと熱中症発生の危険性が高まりますが、気温がそれほど高くなくても湿度が高い時に、発生しています！

- ▲ 2月
- ▼ 6月
- ◀ 7月
- 8月
- 9月
- ▶ 10月
- ◆ 11月

平成2年度～平成24年度における熱中症死亡事故80例の、発生時の環境条件を最寄りの気象台データから調査したものです。

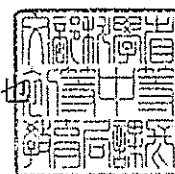
※ 2月は校内マラソン大会の事例で、厚着の影響が考えられます。



30初健食第4号
平成30年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別紙1のとおり、依然として学校の管理下における熱中症事故は発生しており、生徒が死亡する事案も生じています。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進している他、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、平成30年6月3日から4日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」（別

紙2)を開催するとともに、平成30年度は4月20日から9月28日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供(別紙3)しています。

各教育委員会等におかれては、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月文部科学省)、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)及び「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)、上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対しても周知するようお願いいたします。

【参考資料】

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(DVD)(平成26年3月 文部科学省)

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

(平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(パンフレット)

(平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂 環境省)

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

(平成25年3月改訂 文部科学省)

小学校教職員用研修資料(DVD)「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

(平成21年3月 文部科学省)

中学校・高等学校教職員用研修資料(DVD)「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」

(平成22年3月 文部科学省)

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

F A X：03-6734-3794

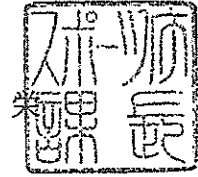


30ス健ス第2号
平成30年5月16日

各都道府県スポーツ主管課長 殿
各指定都市スポーツ主管課長

スポーツ庁健康スポーツ課長

安 達



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております（別紙）。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、この時期から熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症による救急搬送人員数が急増する7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防の取組を推進することとしています。

については、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（平成25年4月改定公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）では、熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症への対処方法に関する知見等を提供していますので、適宜、御活用ください。

また、イベント主催者は施設管理者、警察、消防（救急搬送）、地方公共団体、関係団体と連携しながら運営する必要があることを留意されるとともに、関連する部局・課に対して周知されるようお取り計らい願います。なお、イベント等の運営に当たっては、強化月間以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課
スポーツ安全係
電話：03-5253-4111（内線3939）
FAX：03-6734-3792

事 務 連 絡
平成30年7月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市民生主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付け30初健食第4号）により周知しているところですが、政府においては、7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、国民や関係機関への周知等の効果をあげて、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について学校種や対象別に使用できる教材カードを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」等の熱中症対策普及啓発資料を提供している他、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におきましては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会安全主管課においては、域内の各市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、お知らせいただくようお願いします。

【参考資料】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」（各学校種向け）（平成30年5月発行）

「熱中症に気を付けよう」（各学校種向け）（平成30年7月発行）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係

tel：03-5253-4111（2917）

fax：03-6734-3794

事 務 連 絡
平成30年7月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について(依頼)」(平成30年5月15日付け30初健食第4号)や「熱中症事故の防止について」(平成30年7月4日付け事務連絡)で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故の経緯については現在究明中ですが、今後7月下旬にかけて西日本と東日本で高温が続く恐れがあることから、改めて、以下の点について関係者に周知徹底を図り、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いします。

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。
- その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温

の冷却，病院への搬送等，適切な応急手当等を実施すること。

○学校の管理下における熱中症事故は，運動部活動以外の部活動や，屋内での授業中においても発生しており，また，体がまだ暑さに慣れていない時期，それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

また，夏季休業中は，部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか，児童生徒等のみで活動する機会が増えることや，さらに平成30年7月豪雨の被災地では，気温が上昇している中での復旧作業や生活環境の変化等により熱中症にかかる可能性が高まることを踏まえ，安全管理のみならず，児童生徒等への指導も含めて適切な対応をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。），及び域内の市町村教育委員会に対して，各都道府県私立学校主管課におかれては，所轄の学校法人，学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，このことについて周知されるようお願いします。

【問合せ先】

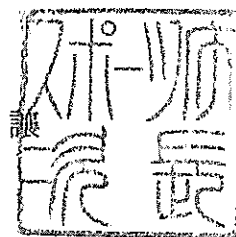
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel：03-5253-4111（2917）
fax：03-6734-3794



30ス庁第262号
平成30年7月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属中学校，附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県においては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定すること等、本ガイドラインに則った取組を依頼したところです。

一方、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。

ついては、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、各都道府県においては、下記の点について、適切な対応をお願いします。

記

- 1 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。また、ガイドラインにおいては、夏季休業等の長期休業中には、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとしていることも参考に対応すること。既に方針を策定した都道府県にあっては、こうした観点を踏まえて検討の上、必要に応じて改定すること。
- 2 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- 3 上記の方針等を踏まえ、域内の市町村、学校設置者に対し、それぞれの方針・計画における適切な対応に向けた速やかな検討を促し、各学校の運動部活動において、保護者との連携を図りつつ、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じること。

なお、スポーツ庁においては、ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしており、本年度はこの秋に現況の調査を行う予定ですが、差し当たり、各都道府県において策定した方針（本通知への対応を含む）については、8月20日（月）までに担当宛てに提出願います。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111（内線3777）

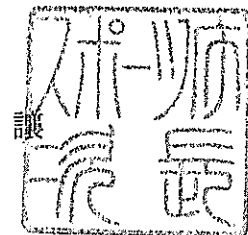
E-mail: staiiku@mext.go.jp



30ス庁第262号
平成30年7月20日

公益財団法人日本中学校体育連盟会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長
公益財団法人日本高等学校野球連盟会長
公益財団法人日本スポーツ協会会長
公益財団法人日本オリンピック委員会会長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長 殿
公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人
日本オリンピック委員会関係各競技団体の長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は
日本パラリンピック委員会関係各競技団体の長
全国特別支援学校長会会長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動中によるものであり、夏季における運動部活動については、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた万全の取組を講ずる必要があることから、スポーツ庁においては、教育関係機関に対し、別添1のとおり依頼しました。

については、貴殿におかれても、生徒が参加する学校体育大会及び地域におけるスポーツ大会等に関し、高温や多湿時には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うことを検討願います。また、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、活動前、活動中、終了後のこまめな水分・塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応の徹底をお願いします。

また、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟におかれては、本年3月に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、大会等の見直しについて検討を依頼しております。近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化している中、夏季のスポーツ活動は、生徒の健康面での負担が非常に大きくなっている場合があります。検討に当たっては、こうした観点も踏まえ、生徒が安全にスポーツ活動を行えるよう、安全確保に徹底した対応をお願いします。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111 (内線3777)

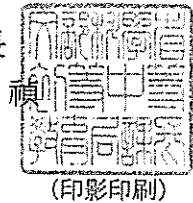
E-mail: staiiku@mext.go.jp.



30 初教課第 9 号
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 長 殿
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
望 月



学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の
健康確保に向けた対応等について（依頼）

学校における熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成 30 年 5 月 15 日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）や「運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付スポーツ庁次長通知）をはじめとした通知・事務連絡（以下「関連通知等」という。）により、その適切な対応を依頼してきたところです。今夏、広範な地域にわたって気温の高い日が続いています。この記録的な高温により、児童生徒等が熱中症で体調を崩す事案が各地で発生し、大変痛ましいことに、校外学習後に熱中症によって児童が命を落とすという事故も発生しております。

今後の見通しについて、7 月 25 日に気象庁から発表された 8 月から 10 月までの向こう 3 か月の天候についての資料によれば、北日本、東日本及び西日本における気温は平年並みか高いとの見通しが示されており、全国の学校で授業が再開される 9 月以降の見通しについても予断が許されない状況となっています。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、別添の関連規定を踏まえ、下記を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、

都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、附属学校を置く各国立大学法人においては、所管の附属学校に対し、附属学校を置く各公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1. 各学校及び各学校設置者におかれては、空調設備の整備状況等も加味しつつ、気象状況に注意し、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討するようお願いいたします。また、各学校設置者におかれては、設置する学校に対して必要な指導・支援をお願いいたします。

なお、夏季における休業日の延長等を行う場合には、放課後児童クラブ等における対応もあわせて必要であり、児童福祉担当部局等の関係部局と十分連携を図るようお願いいたします。

2. 夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等においても、当該日にかかる気象予報等の情報に注意し、延期又は中止等の柔軟な対応を検討するようお願いいたします。

3. 検討に当たっては、例えば、環境省の熱中症予防情報サイトにおいて公表されている暑さ指数をはじめとした、関連通知等において紹介した資料等も参考としていただき、学校及び地域の実態等を踏まえて判断するようお願いいたします。

・環境省「熱中症予防情報サイト」における「暑さ指数（WBGT）の実況と予測」

http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

4. なお、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることを申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

電話：03-5253-4111(内線 2565)

FAX：03-6734-3734

関連規定

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実に努めるため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用。